

国と地方の協議の場

平成 24 年 8 月 30 日 (木)

17 時 10 分～17 時 45 分

総理大臣官邸 4 階 大会議室

次 第

1. 開会

2. 協議事項

「社会保障制度改革への地方の意見の反映について」

「地域の経済・雇用対策について」

「地域主権推進大綱について」

3. 閉会

○配布資料

資料 1 地方側提出資料（1）

資料 2 地方側提出資料（2）

資料 3 厚生労働省提出資料

資料 4 内閣府提出資料

資料 5 地方側提出資料（3）

国と地方の協議の場(平成 24 年度第 1 回)出席者

(国側)

野田 佳彦 内閣総理大臣
岡田 克也 副総理
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
社会保障・税一体改革担当大臣
藤村 修 内閣官房長官
川端 達夫 総務大臣
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
安住 淳 財務大臣
古川 元久 国家戦略担当大臣
小宮山洋子 厚生労働大臣

(地方側)

山田 啓二 全国知事会会長
山本 教和 全国都道府県議会議長会会长
森 民夫 全国市長会会长
渡辺 光雄 全国市議会議長会副会長
ふじはら 藤原 忠彦 全国町村会会长
高橋 正 全国町村議会議長会会长

社会保障・税一体改革関連法の成立について

本日、社会保障・税一体改革関連法が成立した。少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、今回の法案成立を評価するものである。

ただし、消費税率の引上げの実施に当たっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずることが必要である。また、国民の理解を得るためにも、引き続き、国・地方を通じて徹底した行財政改革を行うとともに、地方分権改革を断行していかなければならない。

また、今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たっては、社会保障制度運営の中核として住民と直接向き合う地方はまさに社会保障の運営責任者であることから、企画立案段階からの国と地方の緊密な連携・協力が不可欠である。このため、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の意見を十分反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論することにより、国と地方の力を結集し、真に国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度の実現を求める。

平成24年8月10日

地方六団体

全 国 知 事 会 会 長	山田啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本教和
全 国 市 長 会 会 長	森 民夫
全国市議会議長会会長	関谷 博
全 国 町 村 会 会 長	藤原忠彦
全国町村議会議長会会長	高橋 正

地域経済・雇用対策の充実等について

平成24年8月30日
地方六団体

1. 地域経済・雇用対策について

我が国経済は、デフレに加え、電力供給の制約や欧州債務危機等の影響から依然として予断を許さず、極めて異常な円高は、産業の空洞化、地域の経済・雇用の悪化を加速させており、適切な対策が講じられない場合は、地域経済が極めて深刻な状況に陥る恐れがある。

こうした直面する課題に対し、政府は、さらなる円高対策や金融緩和施策を含めたマクロ金融・経済政策を断行するとともに、東日本大震災からの早期復興にもつなげるため、企業の国内投資を促進させる空洞化対策をはじめ、中小企業や農林漁業の振興、雇用確保に配慮した追加対策を、補正予算の編成等を通じ、迅速に実施するべきである。

特に、雇用創出基金は毎年20万人近い雇用を生み出し、厳しい状況下における我が国全体の経済活動の下支えとして、中小企業等の人材確保や震災による離職者向けの雇用創出等に、大きな効果を発揮している。これら基金によって実施されている施策が今年度で打ち切られこととなれば、深刻な雇用危機を招き、地域経済に大打撃を与える、ひいては上向きかけた日本経済の再生にも影響を与えかねない。

政府におかれでは、平成25年度以降も各種基金により支えられてきた雇用を充実・継続できるよう、今年度補正予算や来年度当初予算において予算を確保することを求める。また、非常に厳しい状況にある求職者に対する就職・就業支援の充実を図る等、雇用の創出・確保、地域経済対策に全力を尽くすべきである。

もとより、我々地方としては、これまで実施してきた各地域の創意を活か

した地域経済の活性化や雇用対策を引き続き積極的に展開していくことで、責任を果たしていく。

2. 平成25年度政府予算概算要求に向けて

我が国は、東日本大震災という未曾有の国難に加え、大きな社会・経済構造の急激な変化に直面している。平成25年度予算は、国と地方が連携・協力して日本を再生するために非常に重要な予算であり、以下の点について特段の取組みを求める。

- ・ 東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組むこと。併せて、今後起こりうる大規模災害等に対応するため、全国防災・減災事業を十分に実施できるよう、措置すること。
- ・ 被災地のみならず全国を視野に入れて、我が国経済全体の再生を図るための実効性のある経済・雇用対策を実施し、あらゆる手段を用いて円高・デフレ対策を断行すること。
- ・ 少子・高齢化の進展に対応した持続可能な社会保障制度を、国と地方の連携・協力の下に実現していくための予算を確保すること。
- ・ 「日本再生戦略」に基づき、農山漁村に雇用と所得を生み出す6次産業化等に予算を重点配分すること。

雇用創出基金事業について

1. 概要

- (趣旨)
 - リーマン・ショック後の急激な雇用情勢の悪化に対応し、緊急的に失業者の当面の雇用の場を確保する。
 - 東日本大震災の影響等による失業者の雇用の場を確保するための施策としても活用。

(事業スキーム)

- 国からの交付金により、各都道府県で基金を造成。
- 都道府県や市町村が、地域の実情に応じて必要な事業を実施し、その事業を実施するために必要な求職者を雇い入れることにより雇用を創出。
- 最長で平成25年度末まで実施可能。

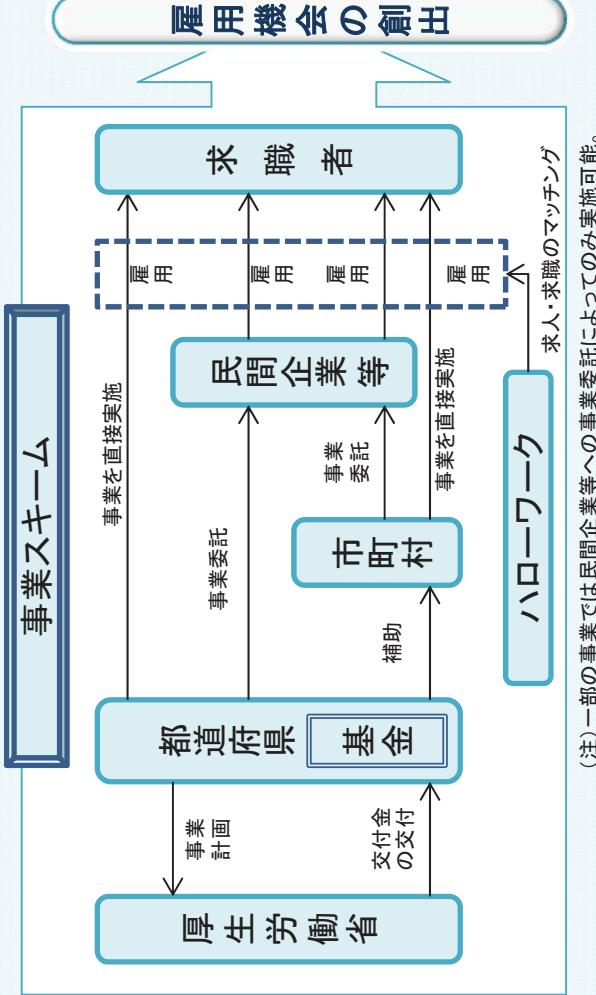
(注)被災地で実施する「雇用復興推進事業」は、平成27年度末まで実施可能。

2. 実績

- 累次の対応により、交付額の合計は1兆4,510億円。雇用創出数は、平成24年度までに104万人となる見込み。

雇用創出基金事業(名称)	実施期間	交付額	雇用創出数
ふるさと雇用再生特別基金事業	平成23年度末まで	2,500億円(20年度2次補正)	9万人
緊急雇用創出事業	平成23年度末まで	4,500億円(20年度2次補正)	55万人
重点分野雇用創造事業	一	7,510億円 3,500億円 (21年度2次補正、22年度補正及び予備費)	40万人 24万人
重点分野雇用創出事業 等	平成24年度末まで	2,500億円 (23年度1次補正及び3次補正)	11万人
震災等緊急雇用対応事業	平成24年度末まで (24年度開始事業は25年度末まで)	1,510億円	5万人
雇用復興推進事業	平成24年度末までに開始した事業 について3年間 (平成27年度末まで)		

(注)雇用創出数は、平成23年度までの実績と平成24年度の計画数の合計。



(注)一部の事業では民間企業等への事業委託によってのみ実施可能。

今後の地域雇用対策について

地域の雇用情勢の現状・課題

- リーマン・ショックにより、全国的に雇用情勢が大きく落ち込んだことから、緊急的に当面の雇用の場を確保するため、全国で雇用創出基金事業を実施。
- 雇用情勢の持ち直しに伴い、今後は、地域で安定的かつ良質な雇用を創出していくことが必要。
- また、リーマン・ショック以降、地域では、新しい産業の育成等の課題に直面(※)。産業政策と一体となる形での雇用対策が必要。

(※) 例として、①從来から雇用情勢が悪く、地域に主要な産業がないため、全国的に雇用情勢が持ち直す中でも雇用情勢の改善が見られない地域、②雇用創出力が高い特定の産業に大きく依存していたが、リーマン・ショック等の影響を受けて特定産業の競争力が衰退したため、回復が遅れている地域など。

今後の対応

【協議会（例）】

- 自治体（都道府県、市町村）
- 国（労働局、経産局）
- 企業
 - ・人材の確保
 - ・求職者の雇入れ 等
- 教育・研究機関（大学、訓練機関）
- その他（金融機関 等）

— 都道府県レベルでの産業政策と一体となつた雇用創造の取組への支援を検討。
（都道府県、企業、大学、金融機関 等）の協議会が行う、人材の確保や求職者の雇入れ等に対する支援などを想定。

支援



厚生労働省



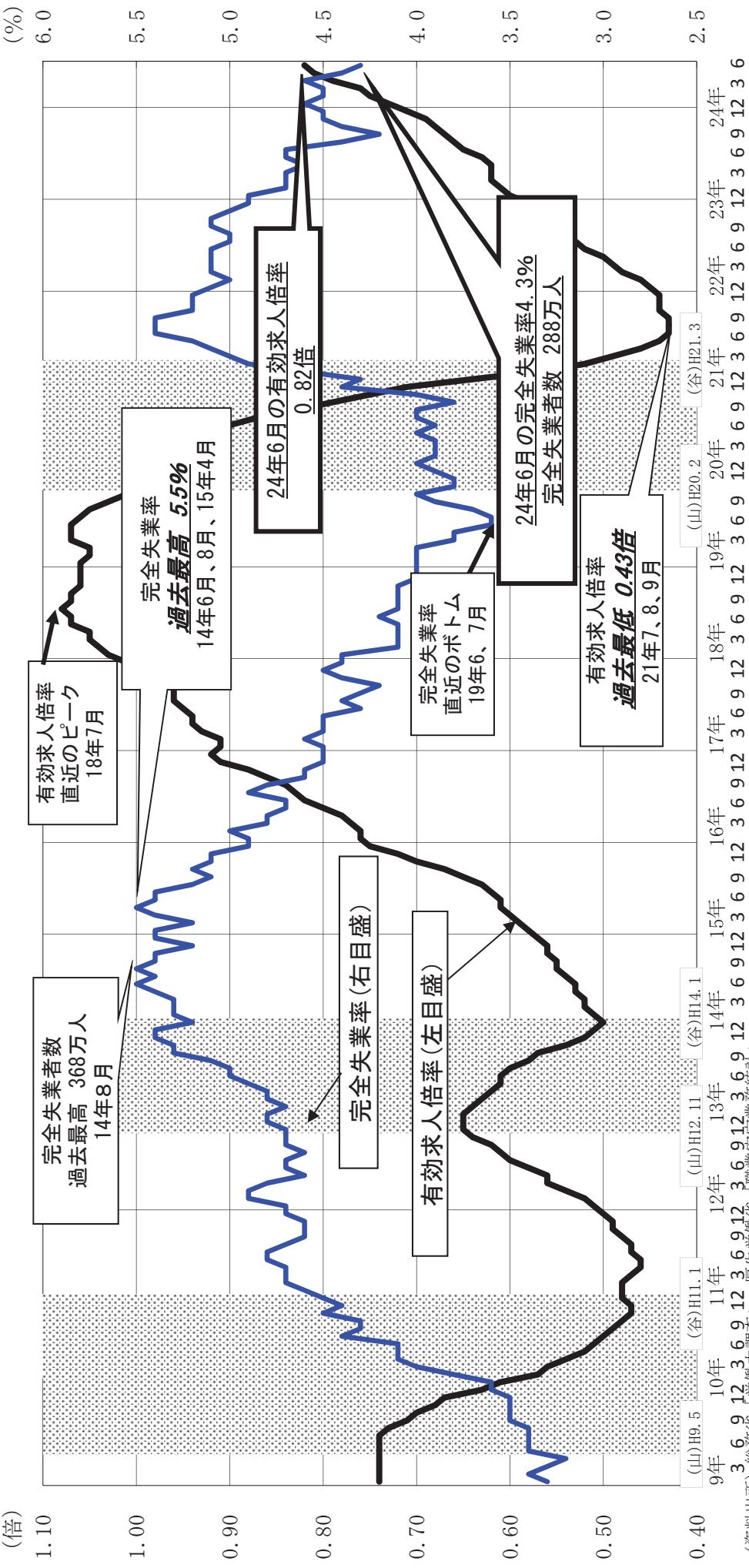
関係省庁

(参考1)雇用創出基金事業の比較

事業名	ふるさと雇用再生 特別基金事業	緊急雇用創出事業		重点分野雇用創造事業	
		重点分野 雇用創出事業	地域人材 育成事業	震災等緊急雇用 対応事業	事業復興型 雇用創出事業
趣旨	地域の実情や創意工夫に基づき、地域の求職者等の継続的な雇用機会を創出	離職を余儀なくされた非正規労働者等の二時的な雇用機会を創出	介護、医療等成長が期待される分野で新規雇用機会を創出	地域の企業等で、震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出	被災地において、被災者の安定的な雇用機会の創出
事業規模	都道府県にふるさと雇用再生特別基金を造成	4,500億円(一般会計) (20年度2次補正)	21年度2次補正1,500億円 21年度1次補正3,000億円	21年度2次補正 1,500億円 22年度予備費 1,000億円 22年度補正 1,000億円	23年度1次補正 500億円 23年度3次補正2,000億円
実施主体	地方公共団体から民間企業、NPO等に委託	都道府県に緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成	地方公共団体から民間企業、NPO等に委託又は地方公共団体が直接実施	都道府県に造成した緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増し	都道府県に造成した緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増し
対象分野	限定なし	限定なし	介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、都道府県が設定する4分野	将来的に被災地の雇用創出の中核となること事が期待される事業	若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる事業
雇用期間	1年以上 (23年度まで更新可)	原則6ヶ月以内。更新1回可(実質1年内、被災者は複数回更新可)	1年以内	1年以内 (被災者は複数回更新可)	期間の定めのない雇用等 (27年度まで更新可)
主な実施要件	事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上	事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上	事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上	事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は3/5以上	事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
実施期間	平成23年度まで	平成23年度まで	平成24年度まで	平成24年度まで (一部平成25年度)まで	平成27年度まで (平成24年度までに開始した事業を3年間支援)
実績	20年度 72人 21年度 24,429人 22年度 31,692人 23年度 29,847人	20年度 4,552人 21年度 187,678人 22年度 190,027人 23年度 141,778人	21年度 497人 22年度 80,148人 23年度 105,942人	被災3県(計画) 46,131人 被災3県(実績) 43,802人 (平成24年6月末時点)	

(参考2) 現在の雇用情勢 一持ち直しているものの、依然として厳しい状況にある

- 完全失業率は、6月は**4.3%**。
- 有効求人倍率は、6月は**0.82倍**と前月より**0.01ポイント**改善。
- ハローワークを訪れる事業主都合離職者（新規求職者数）は、**前年同月比20.0%**の減少。
- 日銀短観の雇用人員判断（「過剰」－「不足」）は、6月の雇用過剰感は弱まっている。
- （3月→6月 全産業：+1→+1 ※直近のピークは2009年3月の+23）
- 6月の雇用保険の受給者数は前年同月比**15.1%**減の**60.1万人**。



地域主権戦略大綱（構成と概要）（平成22年6月22日閣議決定）

第1 地域主権改革の全体像

- ◆「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆「国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「國のかたたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆「戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆「総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。国と地方の協議の場を法制化し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。」

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置
別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

地域主権改革の推進について

平成 24 年 8 月 30 日
地 方 六 団 体

政府は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気
に満ちた地域社会を構築するため、「地域主権改革」を政策の大きな柱に掲げて
きている。

地方としては、「国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係か
ら、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係に改める」という
方針に共感してきたところであり、閣議決定された「地方分権改革推進計画」や
「地域主権戦略大綱」に基づく取組みを評価するとともに、我々も地域の活性化
や住民生活の向上のため、覚悟と責任を持って全力を挙げて取り組んできたと
ころである。

しかしながら、これまで、国と地方の協議の場の法制化など大きな成果をもたら
したものもある一方、まだまだ不十分な面もあり、地域主権改革は道半ばである。

政府におかれでは、地方と協議し、その意見を十分反映した「地域主権推進大
綱（仮称）」を速やかに策定し、地域主権改革を着実に進められたい。